令和８年度戸沢村障害者就労施設等からの物品及び役務等調達方針

１　趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務等の調達の推進を図るため、基本的な方針を定める。

２　適用範囲

この方針の適用範囲は、本村の全ての組織（村長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務部局。以下「各課等」という。）が発注する物品及び役務等の調達とする。

３　対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、新庄市及び最上郡内に住所を有し、法第２条に規定する障害者就労施設等とする。

４　調達対象物品及び役務等

本村が障害者就労施設等から調達する物品及び役務等は、次表に掲げるものを参考とする。

区分	内容
物　　品	事務用品、手工芸品、飲食料品、小物雑貨、薪、印刷物　等
役　務　等	清掃・施設管理、その他の軽作業　等

５　令和８年度調達目標

令和７年度の実績２９３,６１７円を可能な限り上回る額とする。

６　推進方法

(1)　健康福祉課は、障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務等に関する情報を全庁に周知し、調達の推進を図る。

(2)　各課等は、障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び戸沢村財務規則（昭和 61 年規則第１号）の規定に基づく随意契約を活用する。

(3)　各課等は、障害者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の物品及び役務等の提供能力に合わせ、納期、発注量等の仕様について、適切に配慮するよう努める。

7　公表等

健康福祉課は、毎年度、調達実績を村ホームページで公開するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

8　その他

(1)　村は、第３項の規定による障害者就労施設等からの調達の推進に加え、村の庁舎内での展示・販売、イベント等における販売スペースの確保等、障害者就労施設等の物品の販売機会の確保に努める。

(2)　村が事務局を務める各種団体についても法の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。